

令和5年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の審議内容及び改定内容について

保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に合わせ平成26年度以降の審議会では、保育所等保育料について、次のように答申いただき決定しています。

(1) 平成26年度（「子ども・子育て支援新制度」関係）

- ① 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分の設定
- ② 幼稚園保育料について、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定
- ③ 保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更

(2) 平成27年度以降（「国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」関係）

多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて軽減

(3) 平成30年度（「幼児教育・保育の無償化」関係）

- ① 令和元年度の4月から9月までの保育所等保育料は据え置き
- ② 令和元年度の10月以降の保育所等保育料
 - ア 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - ウ 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちの保育所等保育料は据え置き

(4) 令和元年度以降

保育所等保育料を据え置き

4 令和5年度の保育料（利用者負担）について

国は、令和5年度においても国基準額を据え置くこととしています。

そのため、本市における令和5年度の保育所等保育料については、据え置きしたいと考えています。

令和5年度保育料基準額表

単位:円

別紙1

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
		0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

多
子
制
限
な
し

多
子
制
限
有
り
(小
学
校
3
年
生
以
下
の
年
齢
制
限
有
り)

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定義	保育料(月額)																						
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児																
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間													
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D1		48,600円以上	60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D2		60,000円以上	76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3		76,000円以上	97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D4		97,000円以上	123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D5		123,000円以上	148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D6		148,000円以上	169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D7		169,000円以上	219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D8		219,000円以上	265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D9		265,000円以上	301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D10		301,000円以上	397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D11	397,000円以上		0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

多
子
制
限
な
し

多
子
制
限
有
り
(小
学
校
就
学
前
の
年
齢
制
限
有
り)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)			
		1人目	2人目	3人目以降	
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0
C	市町村民税所得割課税額	77,100円以下の世帯	0	0	0

多
子
制
限
な
し

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)																					
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児															
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間												
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降										
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1		48,600円以上	60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D2		60,000円以上	76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3の一部		76,000円以上	77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

多
子
制
限
な
し

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
 - 軽減額
 - 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 - 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額6,000円の軽減となります。
- ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

国 保育料基準額表

(3歳未満児)

(月額)

階層区分	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円